

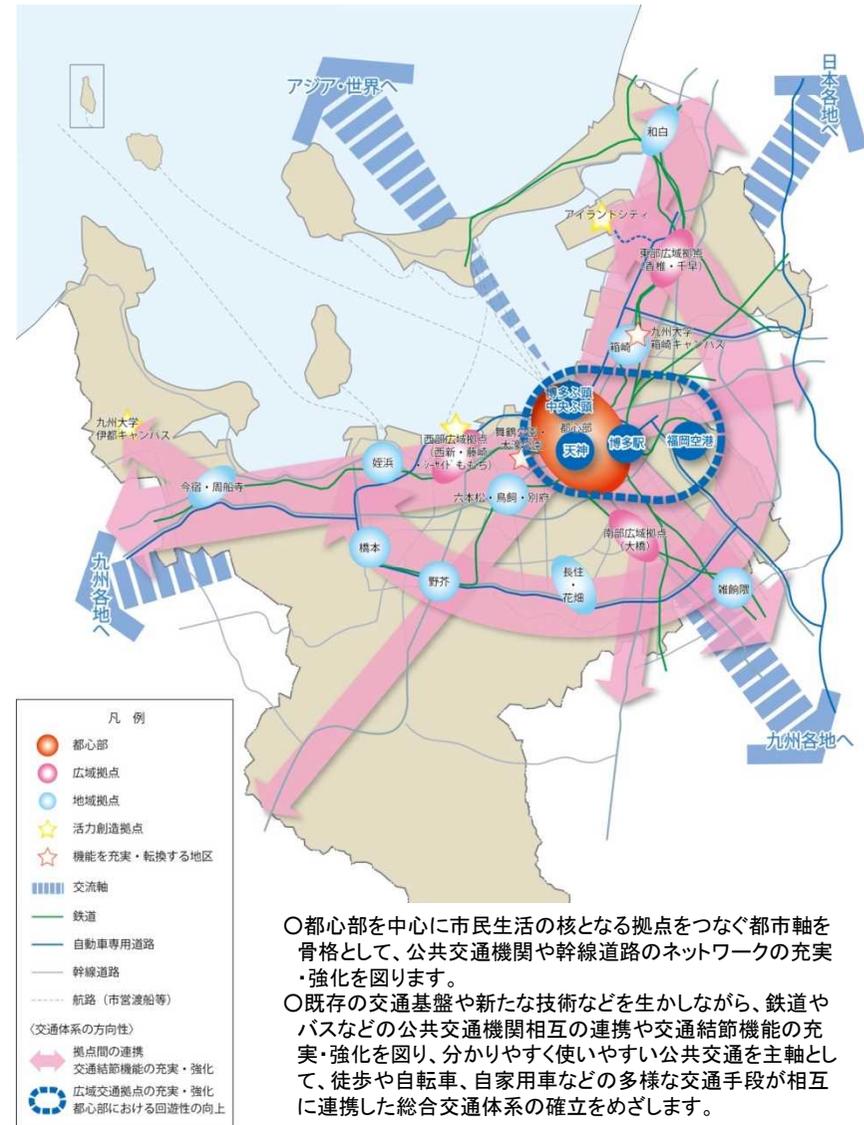
福岡市総合交通戦略

1. 概要

理念 方針	(基本理念) 『人に安心、まちに活力、地球にやさしい』 ~コンパクトで持続可能なユニバーサル都市・福岡を支える交通~ (目標像) I 都市の骨格を形成する総合交通体系の構築 II 子どもから高齢者まで誰もが安全・安心な交通 III 環境にやさしい交通 IV 活力ある都心部を支える交通 V 国内外からの広域的な人流・物流を支える交通
	目標 年次

位置 づけ	「福岡市都市交通基本計画」に示されている「施策の基本的な方針」に基づいて進めていくべき施策を体系的に整理した実施計画。		
	総合交通体系(PT調査)	○	H17
	都市計画マスタープラン	○	H26
	交通マスタープラン	○	H26
戦略 策定 範囲	都市圏		
	市域	○	
	特定エリアのみ		

交通体系の方向性



福岡市総合交通戦略

2. 目標と指標

主な 指標	交通	交通手段別分担率	
		一定時間アクセス可能圏域人口(拠点等)	
		中心部歩行者数	○
		自転車交通量	
		公共交通カバーエリア	○
		バス利用者数	○
	鉄道、路面電車利用者数	○	
社会	DID内人口密度		
	中心部居住人口・公共交通サービス圏域人口		
	商品販売額		
	交通事故件数、死傷者数		
環境	CO2排出量		
その他指標	公共交通の満足度 入込観光客数の自動車利用者の割合 外国航路の船舶乗降人員 空港乗降客数 など	○	

■福岡市総合交通戦略 成果指標一覧

目標像Ⅰ 都市の骨格を形成する総合交通体系の構築			
	成果指標	現況 (年次)	目標値 (年次)
方針1	公共交通を主軸とした総合交通体系づくりの推進		
	○1日あたりの鉄道・バス乗車人員 【第9次福岡市基本計画】	108万4千人 (2010年)	120万人 (2022年)
	○鉄道やバスなどの公共交通が便利だと感じる市民の割合 【第9次福岡市基本計画】	77.4% (2012年)	現状維持(80%程度を維持) (2022年度)
目標像Ⅱ 子どもから高齢者まで誰もが安全・安心な交通			
	成果指標	現況 (年次)	目標値 (年次)
方針4	地域特性に応じた生活交通の確保		
	○生活交通の確保が必要な地域における 新たな公共交通空白地の発生	— (2013年度)	0地域 (2022年度)
目標像Ⅲ 環境にやさしい交通			
	成果指標	現況 (年次)	目標値 (年次)
方針6	環境にやさしい公共交通の利用促進		
	○1日あたりの鉄道・バス乗車人員(再掲) 【第9次福岡市基本計画】	108万4千人 (2010年)	120万人 (2022年)
方針7	自転車、徒歩で移動しやすい交通環境づくり		
	○自転車通行空間の10カ年の整備延長 【福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画】	54km (2012年度)	100km (2022年度)
	○自転車放置率	10.5% (2012年度)	10.0%以下 (2022年度)
	○市民のマナーに対する満足度 【第9次福岡市基本計画】	29.4% (2011年)	60% (2022年度)
目標像Ⅳ 活力ある都心部を支える交通			
	成果指標	現況 (年次)	目標値 (年次)
方針9	都心拠点間の公共交通軸の形成と回遊性の向上		
	○都心部の1日あたりの歩行者交通量 【第9次福岡市基本計画】	105,961人 (2011年)	113,000人 (2022年度)
方針10	公共交通の利便性向上と自動車交通の円滑化		
	○都心部の駅における1日当たりの乗降人員	78万人 (2012年)	83万人 (2022年)
	○都心部の主要な幹線道路の自動車流入台数	88,600台/12h (2013年)	87,000台/12h (2022年)
目標像Ⅴ 国内外からの広域的な人流・物流を支える交通			
	成果指標	現況 (年次)	目標値 (年次)
方針12	陸・海・空の広域交通拠点の交通結節機能の強化や連携強化		
	○外国航路船舶乗降人員 【第9次福岡市基本計画】	87万人 (2010年)	210万人 (2022年)
	○福岡空港乗降客数 【第9次福岡市基本計画】	1,634万人 (2010年)	1,800万人 (2022年)
	○博多港国際海上コンテナ取扱個数 【第9次福岡市基本計画】	85万TEU (2011年)	130万TEU (2022年)
方針13	交流拠点都市にふさわしい分かりやすい使いやすい交通環境づくり		
	○入込観光客数の自動車利用者の割合	27.8% (2012年)	26.0% (2022年)

3. 展開施策 (1) 施策の体系

- ・福岡市総合交通戦略では、「福岡市都市交通基本計画」に示されている「施策の基本的な方針」ごとに関連する施策をパッケージ化し、実施施策として位置づけます
- ・なお、本戦略では、市民、企業、事業者と行政が特に連携して取り組む必要がある「施策の基本的な方針」を取り扱います(黒文字が該当する方針)



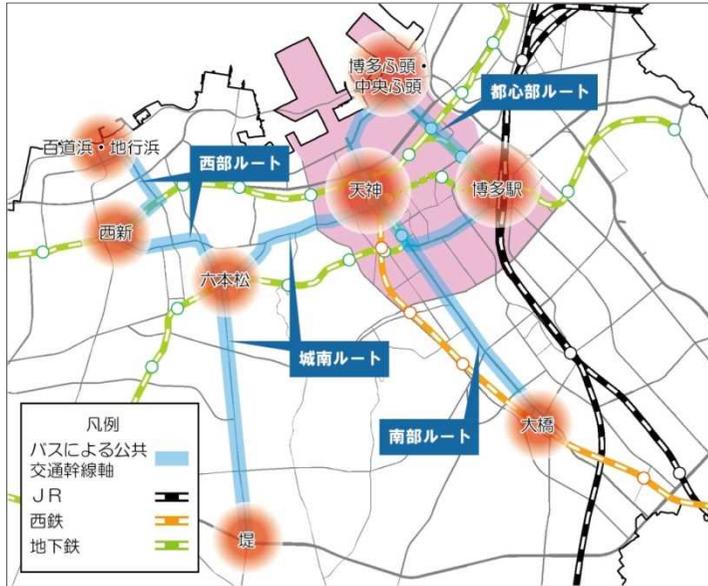
3. 展開施策 (2)

方針1 公共交通を主軸とした総合交通体系づくりの推進

鉄軌道や基幹的なバスによる公共交通幹線軸の形成と、この幹線軸とバス路線網が相互に連携した「分かりやすく使いやすい公共交通体系づくり」や、拠点駅等でのバスや鉄道の乗り継ぎ利便性の向上、公共交通の利用促進に市民・企業、交通事業者、行政が連携して取り組みます。

(1)公共交通幹線軸の形成

既存の鉄道ネットワークを活用しながら、バスによる公共交通幹線軸を形成する。



ルート	実施施策
都心部ルート	①バス走行環境の向上
都心部ルート	②バス専用レーンの指導・取締りの実施
城南ルート	③バス専用レーンに関する啓発活動の実施
城南ルート	④交通需要等に応じた運行の実施
南部ルート	⑤デザインの統一
南部ルート	⑥公共交通幹線軸上における乗り継ぎ利便性の強化
西部ルート	⑦バス路線の再編

(2)公共交通の利便性向上

実施施策	実施場所
バス停の近接化(バス停の移設・新設)	バス乗継が多い鉄道駅
折り返し系統バスの導入に向けた取り組み	バス乗継が多い鉄道駅
既存乗継拠点の強化	バス乗継が多い鉄道駅
公共交通相互の乗継利便性向上の実施	鉄道駅、バス停周辺
駅前広場の整備・検討	博多駅、橋本駅

(3)公共交通の利用促進

実施施策	実施場所	
啓発・PRイベントの推進	1)ヨーロッパモビリティウィーク&カーフリーデーの実施 2)ノーマイカーの普及・促進 3)エモーショナルキャンペーンの実施	天神・博多 全市 全市
モビリティマネジメントの推進	1)転入者モビリティマネジメントの実施 2)学校モビリティマネジメントの実施 3)商業施設モビリティマネジメントの実施 4)事業所モビリティマネジメントの実施 5)エリア別モビリティマネジメントの実施	天神・博多 天神・博多 対象エリア 全市 小・中・高校、大学
交通関連情報提供の充実・強化	6)各種アンケートの実施 1)案内マップ等の作成・配布 2)各種情報の多言語表示の実施 3)ナビの高度利用の検討 4)バスロケーションシステムの整備	— 全市 全市 全市 全市
多様な交通手段の提供	5)カーシェアリングシステムの普及・促進 1)パーク&ライド環境の充実 2)サイクル&ライド環境の充実 3)共通乗車券の検討	地下鉄駅周辺 鉄道駅、バス停周辺 鉄道駅、バス停周辺 全市

<転入者モビリティマネジメント>



<パークアンドライド>



<1日乗車券>



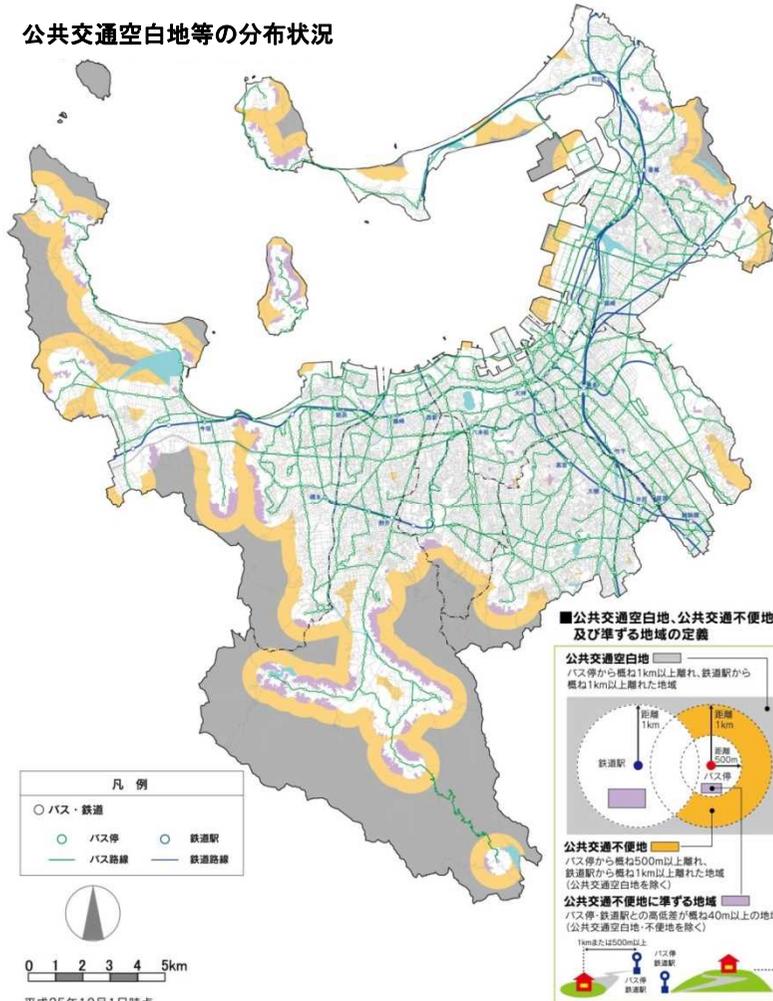
3. 展開施策 (3)

方針4 地域特性に応じた生活交通の確保

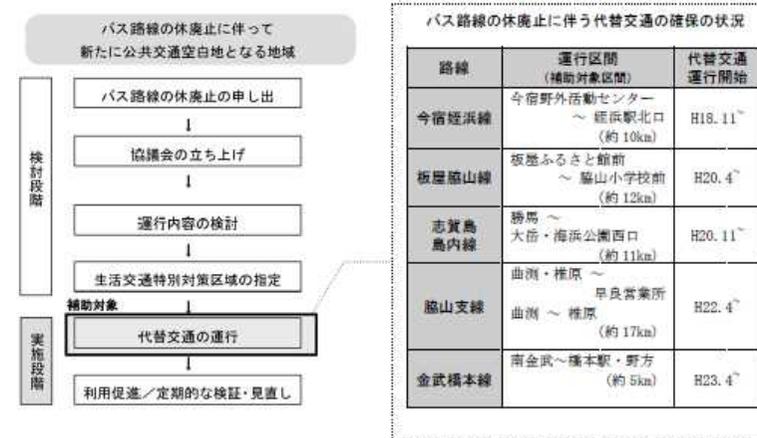
高齢化の進行状況や公共交通のニーズなどの地域の特性を踏まえ、行政、市民及び交通事業者の協力と連携のもと日常生活を支える生活交通の確保を図ります。

■「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」に基づく地域別の取組み

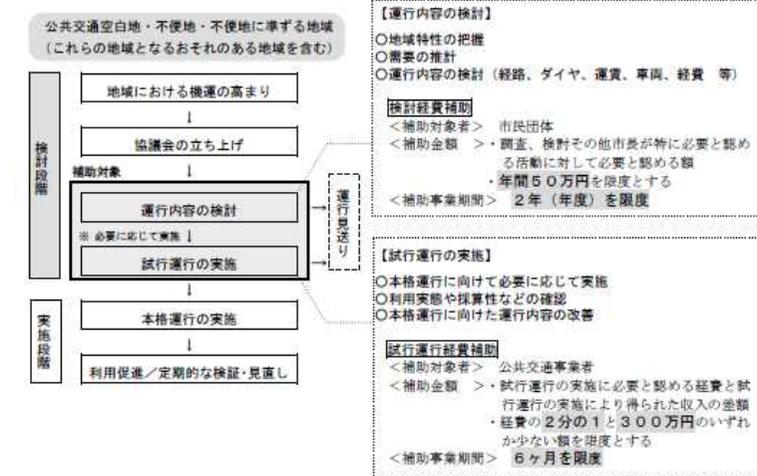
公共交通空白地等の分布状況



(1) バス路線の休廃止に伴って新たに公共交通空白地となる地域への対応



(2) 公共交通が不便な地域への対応



3. 展開施策（4）

方針6 環境にやさしい公共交通の利用促進

交通事業者と行政が連携し、公共交通の利便性向上を図るとともに、過度に自動車に依存しない方向へと、市民・企業が自発的に行動を転換することを促す取り組みを推進します。

- ①公共交通幹線軸の形成 <方針1再掲>
- ②公共交通の利便性向上 <方針1再掲>
- ③公共交通の利用促進 <方針1再掲>

方針7 自転車、徒歩で移動しやすい交通環境づくり

自転車利用の安全性・利便性を高めるため、既存の道路空間を活用した自転車通行空間の確保や駐輪場の整備を推進するとともに、自転車の安全利用に関する条例に基づき、交通ルールの遵守や自転車交通マナーの向上など、自転車の適正な利用を促進します。また、安全に安心して歩ける歩行空間整備等を進めます。

(1)自転車利用環境の向上

実施施策	実施場所
①自転車通行空間の整備	整備予定路線
②自転車適正利用促進活動の実施	全市

①自転車利用環境の向上

都心部とのアクセス向上をめざし、多様な交通手段の提供を進めるため、「福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画」に基づき、継続的な整備を進める。

②自転車適正利用促進活動の実施

交通安全教室の開催等による啓発活動を進める。

<自転車通行空間の確保事例>



3. 展開施策 (5)

方針9 都心拠点間の公共交通軸の形成と回遊性の向上

天神・渡辺通、博多駅周辺、博多ふ頭・中央ふ頭地区間相互の連携強化と回遊性向上を図るため、来街者にも分かりやすく使いやすい公共交通幹線軸と、歩いて楽しい歩行空間等の形成に取り組みます。

(1) 都心部における公共交通幹線軸の形成 《方針1再掲》

(2) 自転車利用環境の向上

実施施策	実施場所	
使いやすい駐輪場の確保	1)公共駐輪場の整備	全市
	2)附置義務条例に基づく駐輪場の確保	商業地域、近隣商業地域
	3)使いやすい駐輪場の整備	全市
	4)既存の附置義務駐輪場の有効活用	商業地域、近隣商業地域
	5)附置義務条例の弾力的な運用の検討	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
	6)民間活力による駐輪場整備の検討	全市
駐輪場の利便性向上	1)利用者への情報提供の充実	全市
	2)自転車共用システムの導入支援	全市
路上駐輪場の撤去	全市	
モラル・マナーの啓発	1)指導員による街頭指導の実施	全市
	2)啓発活動の実施	全市
放置自転車の撤去	全市	

モラルマナーの啓発

＜放置自転車ZEROキャンペーン＞



使いやすい駐輪場の確保

＜明治公園駐輪場(公園半地下に駐輪場を設置)＞



放置自転車の撤去



3. 展開施策（6）

方針10 公共交通の利便性向上と自動車交通の円滑化

都心部内の道路交通混雑の緩和を図るために必要な幹線道路の整備と公共交通の利用促進を進めるとともに、既存道路の機能が十分に発揮できるよう、エリアマネジメント団体等と共働した交通マネジメント施策などを推進します。

(1)公共交通の利便性向上

実施施策	実施場所
①駅前広場の整備・検討	博多駅
②乗継時における誘導案内強化の実施	鉄道駅、バス停周辺
③公共交通相互の乗継利便性向上の実施	鉄道駅、バス停周辺

(2)公共交通の利用促進

実施施策	実施場所
①共通乗車券の検討	都心部
③フリンジパーキングの検討	都心部

(3)タクシーの適正利用の促進

タクシー乗場、タクシーベイ、客待ち対策等についての検討を行う。

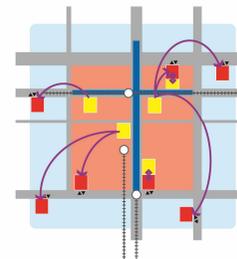
内容	実施場所
①適正利用の検討	都心部

(4)駐車交通の適正化

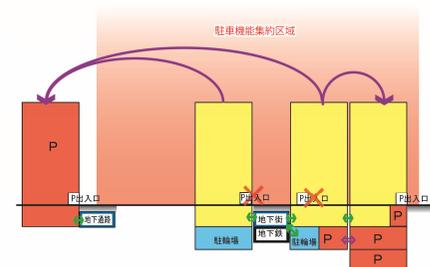
実施施策	実施場所	
①適正な駐車台数の確保	1) 駐車需要の変化に応じた附置義務基準の見直し 2) 定期的な駐車施設実態調査による駐車需要の把握	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
②附置義務駐車場条例の弾力的な運用	1) 公共交通利用促進策の実施による附置義務台数の緩和 2) 都心部などにおける隔地制度の運用による駐車場の集約化 3) 建築物の駐車需要に応じた駐車施設の確保	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
③駐車施設の有効活用		天神・博多
④自動二輪車駐車施設の確保		駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
⑤荷捌き駐車施設の確保		駐車場整備地区
⑥駐車施設の質的向上	1) 附置義務条例の運用による身体障がい者用等駐車施設の確保 2) 次世代自動車対応設備の普及促進等	駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域 全市

※隔地制度の運用による駐車場の収獲化イメージ

<配置イメージ>



<断面図イメージ>



3. 展開施策（7）

方針12 陸・海・空の広域交通拠点の交通結節機能の強化や連携強化

博多駅、博多港、福岡空港など、広域交通拠点の結節機能強化を進めるとともに、これら広域交通拠点間や都心部との連携強化に取り組みます。

(1)都心部における公共交通幹線軸の形成 《方針9再掲》

(2)都心部と福岡空港国際線との公共交通アクセス強化

実施施策	実施場所
①空港バスの専用ラッピング・リムジン化の実施	都心部～福岡空港国際線
③乗継時における誘導案内強化の実施	博多駅、バス停留所

方針13 交流拠点都市にふさわしい分かりやすく使いやすい交通環境づくり

外国人居住者や国内外からの来街者、市外への移動者に対して、交通に関する様々な情報提供を進めるとともに、来街者に対するおもてなしの心からの受け入れ環境整備を進めるなど、誰にでも分かりやすく使いやすい交通環境づくりに取り組みます。

(1)観光バス関連施設の整備

	実施施策		実施場所	
①都心部における観光バス乗降場・駐車場の確保	乗降場の確保	博多駅地区	市営博多駅駐車場用地の有効活用	市営博多駅駐車場用地
		天神地区	福岡市役所本庁舎の暫定活用	福岡市役所本庁舎
			バス乗降場確保の検討	天神地区
	駐車場の確保		マリンメッセ福岡におけるバス駐車場運用	マリンメッセ福岡
②観光地における受入環境の整備		舞鶴公園(福岡城跡)エリアにおける駐車場の確保		舞鶴公園(福岡城跡)エリア
		主要観光地における乗降場・駐車場の確保		主要観光地
③観光バスに関する情報提供等の実施		観光バス駐車場情報の発信		全市
		観光バスのマナー向上		全市

＜福岡市役所(天神中央公園側)＞



(2)公共交通の利用促進 《方針1再掲》

(3)公共交通の利便性向上 《方針1・10・12再掲》

(4)上質なタクシーサービスの促進

内容	実施場所
①プレミアムタクシーの普及・促進	主要交通結節点

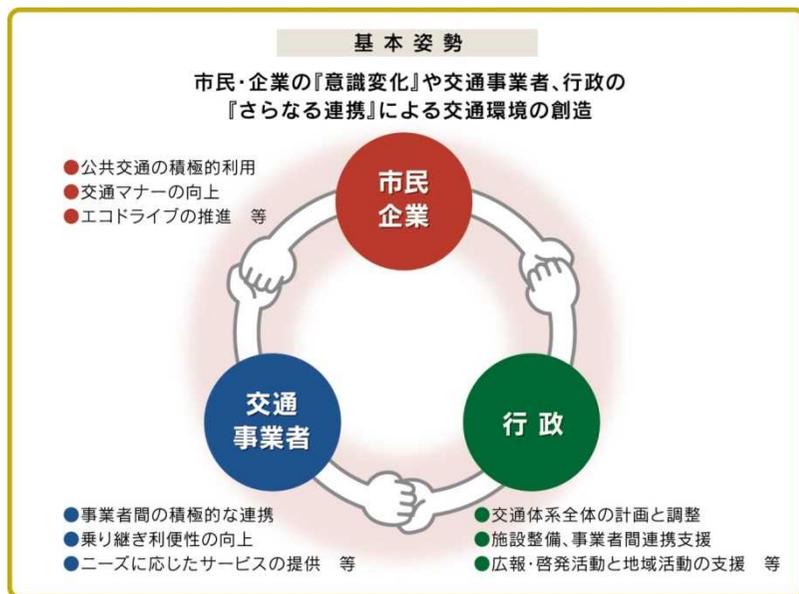


資料：福岡市タクシー協会

4. 総合交通戦略の推進及び評価

(1)基本姿勢

施策推進にあたっては、市民・企業が積極的にに関わり、各々の立場で考え、交通行動を変えていくことや、各主体の共働・連携を更に深めることが重要であることから、以下の基本姿勢に基づき各種施策の推進に取り組むこととします。



(2)施策推進の体制

平成26年5月に策定した「福岡市都市交通基本計画」に基づき、特に交通事業者等と連携した取組みを推進する体制として「福岡市総合交通戦略協議会」を設置しており、今後は、本協議会において公共交通の利便性向上などについて、関係者と連携した戦略的な取組みを中心に持続的・発展的に展開していく。

(3)PDCAによる施策推進

①PDCAサイクルによる効果的な施策の推進

計画(PLAN)された施策を実施(DO)していく上で、概ね1～2年毎にその施策の進行状況を把握(CHECK)、必要に応じて改善(ACT)を行いながら、PDCAサイクルによる効果的な施策の推進を図ります。

②必要に応じた福岡市総合交通戦略の見直し

本計画の目標年次は平成34年度(2022年度)で計画期間が8年となっており、その間に社会情勢が大きく変化し、それに伴って新たな法制度の整備や、新たな技術の開発・導入等が進むことも予想されることから、適切な時期に検証等を行い、その結果を反映させるなど、必要に応じて福岡市総合交通戦略の見直しを進めていきます。



福岡市総合交通戦略協議会

(協議事項) 「福岡市総合交通戦略」の策定, 交通施策の実施, 進行管理, 施策の評価, 交通戦略の見直しに関する事項

(構成員)

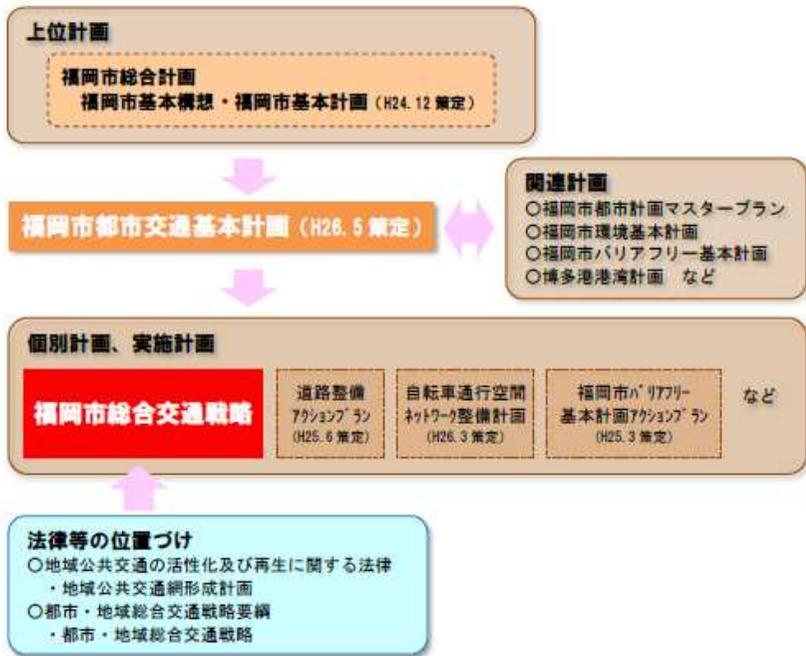
学識経験者, 市民代表, 交通事業者, エリアマネジメント団体, 公安委員会, 道路管理者, 港湾管理者, 関係行政機関(国, 県), 市

福岡市総合交通戦略

5. その他(戦略報告書の構成・特徴等)

(1)計画の位置づけ・役割

本計画は、上位計画である「福岡市都市交通基本計画」の「基本理念及び目標像」を実現するために、今後、基本計画に示されている「施策の基本的な方針」に基づいて進めていくべき施策を体系的に整理した「福岡市都市交通基本計画の実施計画」です。市民、企業、事業者と行政が特に連携して取り組む必要がある「施策の基本的な方針」を取り扱います。



(2)計画の構成

- 福岡市都市交通基本計画と同じ項目
- 福岡市都市交通基本計画の内容をもとに追記した項目
- 施策に関して、本計画で具体化させた項目

